

平成31年1月21日

会 員 様

(公社) 秋田県トラック協会

今般、全日本トラック協会より、「移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に係る事故防止について」が下記のとおり届きました。

会員に皆様におかれましては、内容をご確認の上、事故防止の徹底をお願い申し上げます。

---

全ト協発第527号(輸)

平成31年1月8日

各都道府県トラック協会会長 殿

(公社) 全日本トラック協会  
会長 坂本 克也



## 移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に係る事故防止の徹底について

平素は、当協会の事業運営に格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、平成30年12月7日、三重県内の給油取扱所において、ガソリンが混入した灯油を顧客に販売した事案の発生を受け、消防庁危険物保安室長より、別紙のとおり通知がありました。

事故原因等の詳細については現在調査中とのことです、移動タンク貯蔵所(タンクローリー)からの荷卸し作業時に、移動タンク貯蔵所の弁(荷卸し配管に配置されている中間バルブ)の閉鎖が不完全であった、また、給油取扱所並びに移動タンク貯蔵所の危険物取扱者が相互に立会うことを行っていなかったということです。

平成29年12月にも同様の案件が発生し、事故防止の徹底を周知した中において本件が発生したことから、平成29年12月28日付け消防危第244号「給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に係る事故防止の徹底について」に示した留意事項及び本事案を踏まえた事項について、改めて周知するよう依頼がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解いただき、貴協会傘下の各事業者に対して、下記の事項の徹底を周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

[「給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に係る事故防止の徹底について」(平成29年12月28日付け消防危第244号)における留意事項]

- 1 単独荷卸し<sup>\*</sup>を行う場合を除き、給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し作業に際して、給油取扱所の危険物取扱者及び移動タンク貯蔵所の危険物取扱者の双方が立ち会うことを徹底すること。

\* 「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」(平成17年消防危第245号)に基づき、給油取扱所の従業員の立会いなしに移動タンク貯蔵所の危険物取扱者が単独で荷卸しを行うことをいう。



2 荷卸し時の立会いにおいては、次の事項に留意すること。

- ア 給油取扱所の危険物取扱者及び移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、荷卸し作業に際して、危険物の品名、受入タンクの注入口、受入量等について相互に確認すること。
- イ 移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、移動タンク貯蔵所の各タンク室に積載している危険物の品名、数量等を再確認するとともに、適切な手順に従って荷卸し作業を行うこと。
- ウ 給油取扱所の危険物取扱者は、荷卸し終了時には、地下タンクの危険物の量を確認すること等により、適切に荷卸しが実施されたことを確認すること。

[本事案を踏まえて徹底の依頼があった事項]

- ・移動タンク貯蔵所に設けられた弁の開閉状況の十分な確認
- ・灯油へのガソリン混入を確認した場合における速やかな作業中止、消防機関への報告及び販売した危険物の回収

以上

【添付資料】

- ①移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に係る事故防止の徹底について  
(平成30年12月27日付け消防危第232号)
- ②[別添1]ガソリンが混入した灯油の販売事案について
- ③[別添2]給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に係る事故防止の徹底について(平成29年12月28日付け消防危第244号)

◇本件に関する問い合わせ先

(公社)全日本トラック協会 輸送事業部 担当:廣瀬

電話:03-3354-1038 E-mail:hirose@jta.or.jp

消防危第232号  
平成30年12月27日

石油連盟会長  
全国石油商業組合連合会会長  
公益社団法人全日本トラック協会会長  
日本貨物運送協同組合連合会会長  
日本危険物物流団体連絡協議会会長

} 殿

消防庁危険物保安室長  
(公印省略)

### 移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に係る事故防止の徹底について

日頃より、危険物施設における保安確保に御尽力を賜り感謝申し上げます。

平成30年12月7日、三重県内の給油取扱所において、ガソリンが混入した灯油を顧客に販売した事案が発生しました（別添1参照）。

事故原因等の詳細については、現在、当該給油取扱所を管轄する消防本部等において調査中ですが、貴職におかれましては、別添2の「給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に係る事故防止の徹底について」（平成29年12月28日消防危第244号）に示した留意事項について、貴団体の加盟各社に対し、改めて周知してくださいますようお願いします。

また、移動タンク貯蔵所に設けられた弁の開閉状況の十分な確認、灯油へのガソリン混入を確認した場合における速やかな作業中止、消防機関への報告及び販売した危険物の回収については、本事案を踏まえ徹底されるようお願いします。

(連絡先)  
消防庁危険物保安室  
竹本、小島、篠崎  
電話 03-5253-7524  
FAX 03-5253-7534

ガソリンが混入した灯油の販売事案について

1 発生日時

平成 30 年 12 月 7 日（金）15 時 30 分頃

2 発生場所

三重県津市内の営業用給油取扱所

3 概要

移動タンク貯蔵所の運転手（危険物取扱者）が当該営業用給油取扱所に灯油とガソリンを同時に荷卸しする際、移動タンク貯蔵所の弁（荷卸し配管に設置されている中間バルブ）の閉鎖が不完全であったため、灯油にガソリンが混入したもの。移動タンク貯蔵所の運転手は、灯油にガソリンが混入したことを認識していたが、給油取扱所にこの事実を報告せず、帰社した。

また、給油取扱所の従業員（危険物取扱者）は、当該荷卸し作業において必要な立会いを行っていなかった。

給油取扱所では、ガソリンの混入した灯油を 12 月 7 日から 12 月 9 日までの間に 86 件（2,387L）販売したが、12 月 9 日 16 時半頃、従業員が灯油とガソリンの混入を発見し、自動的に営業を停止、消防機関へ灯油へのガソリンの混入を報告した。販売されたガソリンの混入灯油は 12 月 14 日までに全量の回収を完了した。

4 消防本部の広報対応

給油取扱所から報告を受けた消防本部は、関係機関へ情報提供をするとともに、防災行政無線、消防車両の巡回及びホームページ等を活用し広報活動を実施した。

消防危第244号  
平成29年12月28日

石油連盟会長  
全国石油商業組合連合会会長  
公益社団法人全日本トラック協会会長  
日本貨物運送協同組合連合会会長  
日本危険物物流団体連絡協議会会長

} 殿

消防庁危険物保安室長  
(公印省略)

### 給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に係る事故防止の徹底について

日頃より、危険物施設における保安確保に御尽力を賜り感謝申し上げます。

平成29年12月26日、千葉県内の顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（いわゆるセルフ給油取扱所）において、ガソリンが混入した灯油を顧客に販売した事案が発生しました（別添参考）。

事故原因等の事故の詳細については、現在、当該給油取扱所を管轄する消防本部等において調査中ですが、給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し作業について、火災や流出事故の発生を防止するため、給油取扱所の危険物取扱者及び移動タンク貯蔵所の危険物取扱者が相互に立会い、適切な手順に従って作業を行うことが必要です。

また、ガソリンが混入した灯油を顧客が使用すると、火災が発生する危険性が極めて高く、いわゆるコンタミ事故の防止を徹底することが重要です。

今般の事故を踏まえ、貴職におかれましては、下記の事項について、貴団体の加盟各社に対して、さらなる徹底を周知してくださいますようお願いします。

#### 記

1 単独荷卸し※を行う場合を除き、給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し作業に際して、給油取扱所の危険物取扱者及び移動タンク貯蔵所の危険物取扱者の双方が立ち会うことを徹底すること。

※「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」（平成17年消防危第245号）に基づき、給油取扱所の従業員の立会いなしに移動タンク貯蔵所の危険物取扱者が単独で荷卸しを行うことをいう。

2 荷卸し時の立会いにおいては、次の事項に留意すること。

ア 給油取扱所の危険物取扱者及び移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、荷卸し作業に際して、危険物の品名、受入タンクの注入口、受入量等について相互に確認すること。

## ガソリンが混入した灯油の販売事案の概要

### 1 発生日時

発生日時：平成 29 年 12 月 26 日 14 時 50 分頃～19 時

処理完了日時：平成 29 年 12 月 27 日 19 時頃

### 2 発生場所

千葉県千葉市の営業用給油取扱所（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所）

※単独荷卸しは運用されていない。

### 3 概要

給油取扱所の灯油の地下タンクに、何らかの原因によりガソリンが混入し、  
12 月 26 日 14 時 50 分頃から 19 時までの間、ガソリンが混入した灯油を顧客  
16 人に約 400 リットルを販売したもの。

翌 27 日 19 時頃に 16 人全員から回収を完了した。

### 4 消防本部の対応

灯油計量機の使用に関して、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 12 条の  
3 第 1 項に基づく緊急使用停止命令を千葉市長から発令するとともに、防災  
行政無線、市ホームページ等による広報を実施した。

### 5 経緯

現在のところ、関係者からは、以下の内容を聞き取っている。

- 12 月 26 日に荷卸しを行う際、移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、給油取扱所の従業員から、遠方注入口のボックスの鍵と地下タンクの残量を示すメモが手渡された後、移動タンク貯蔵所の危険物取扱者のみで荷卸し作業が行われた。
- 移動タンク貯蔵所の危険物取扱者が灯油を貯蔵する地下タンクへ荷卸しを行ったところ、満量を知らせる警報が鳴動したため、当該タンクへの荷卸しを中止し、当該タンクから移動タンク貯蔵所へ灯油の一部を戻し、別の灯油を貯蔵する地下タンクへ再度荷卸しを行った。